

平成 31 年度岩手県液化石油ガス販売事業者等保安対策指針

平成 31 年 3 月 25 日
岩手県総務部総合防災室

I 目的

本対策指針は、平成 31 年度における岩手県知事所管の液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対する指導の基本方針を定めることにより、事業者における法令遵守を促すとともに、液化石油ガスによる事故を未然に防止することを目的とする。

II 重点事項（国に準拠）

1 法令遵守の徹底

液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、以下の事項について徹底すること。

- (1) 経営者の保安確保へ向けた明確な表明（コミットメント）
- (2) 液化石油ガス販売事業者及び保安機関の義務の再認識
- (3) 保安教育の確実な実施
- (4) 事業所単位での保安確保
- (5) 営業譲渡時等の保安業務の確実な実施
- (6) バルク貯槽等の 20 年検査に向けた体制準備

2 組織内のリスク管理の徹底及び自主保安活動の推進

液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、自社が管理している保安業務等に内在する事故や法令違反が発生するリスク等の要因の洗い出しを行うことにより、現場の実態に応じて異なるそれぞれのリスクを把握・認識し、適切な対策・改善を継続して実施する「リスクマネジメント」の考え方を取り入れて、リスク管理の徹底を図ること。その際、自主保安活動チェックシートを活用した自主保安活動の自己診断を行うことにより、自らの自主保安の状況を客観的に認識し、保安レベルの向上に活用すること。

また、一般消費者における保安管理状況がリアルタイムで把握でき、その状況に応じた的確な対応を迅速に行える集中監視システムの導入又は導入に向けた検討を行うこと。

3 事故防止対策

液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、事故防止対策として以下の事項について徹底すること。

- (1) 一酸化炭素中毒事故防止対策
 - ① 業務用厨房における一酸化炭素中毒事故の防止対策
 - ア 業務用厨房の関係者に対する周知
 - イ 業務用換気警報器・一酸化炭素警報器の設置の促進
 - ② ボイラーにおける一酸化炭素中毒事故の防止対策
 - ③ 住宅における一酸化炭素中毒事故の防止対策
 - ④ 学校、福祉施設等における一酸化炭素中毒事故の防止対策
- (2) 一般消費者等に起因する事故の防止対策
 - ① 一般消費者に対する周知等による保安意識の向上
 - ② 安全な消費機器の普及促進
 - ③ 誤開放防止対策の推進
 - ④ ガス漏れ警報器の設置の促進及び期限管理
 - ⑤ 消費設備調査の推進
 - ⑥ リコール対象品等への対応
 - ⑦ 長期使用製品安全点検制度への協力
- (3) 液化石油ガス販売事業者等に起因する事故の防止対策
 - ① 供給管・配管の事故防止対策
 - ② 機器の事故防止対策
 - ③ バルク供給に係る事故防止対策

(4) その他

- ① 質量販売に係る事故防止対策
- ② 積雪又は除雪ミスによる事故防止対策

4 自然災害対策

(1) 「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」(平成 24 年 3 月総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会報告書)及び「LPGガス災害対策マニュアル」(平成 25 年 3 月経済産業省及び高圧ガス保安協会)も踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、着実に実施すること。

特に、地震等による大規模災害に備え、容器転倒防止の鎖又はベルトの二重掛けの推進や新設又は取り替え時等におけるガス放出防止型高圧ホース等の設置を徹底すること。

(2) 仮設住宅における液化石油ガスの供給に係る液化石油ガス販売事業者等は、供給設備の点検、消費設備の調査等の保安業務の確実な実施並びにガスの漏えい事故防止及び一酸化炭素中毒事故防止に係る一般消費者への注意喚起について、特に留意して取り組むこと。

III 各機関の役割

1 県及び権限移譲市

- (1) この基本方針により液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対する指導を行うこと。
- (2) 所管する液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対する立入検査を概ね 5 年に 1 回を目処に実施し、法令違反事項の是正と事故防止対策の充実に努めること。
- (3) 事故発生時には直ちに情報収集を行い、必要に応じ国に報告すること。

2 一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会

- (1) 県の基本方針を受けて、具体的な取組方法を定めて液化石油ガス販売事業者及び保安機関の指導を実施すること。
- (2) 自主保安活動の促進
 - ① 県の立入検査結果等をもとに県内業界への周知・指導等を実施し、不具合事項の是正に努めること。
 - ② 業務主任者及び液化石油ガス設備士に係る再講習の受講及び自主返納制度の周知等制度の普及に努めること。
 - ③ これまで発生した事故状況を検証のうえ、事故防止対策に取り組むこと。
- (3) 事故発生時には直ちに情報収集を行い、県に報告すること。